

「読書が好きである」児童生徒の割合	小学校77%、中学校75%、高校70%
「自分にはよいところがある」と思う児童生徒の割合	小学校85%、中学校85%
時間外業務が月45時間以下の教職員の割合 ※3から移動	100% (全校種共通)
教職員の年次有給休暇取得日数 (夏季休暇を含む) ※3から移動	年間17日以上 (全校種共通)

## 2 社会全体で子どもを育み地域や家庭で学び合うふるさとキャリア教育の推進

### ① ふるさとキャリア教育の推進

ふるさと鳥取に愛着と誇りを持ち、郷土を支える人財の育成のため、「美しい星空をはじめとした豊かな自然に触れる機会」や「地域の大人と語り合い多様な価値観に触れる機会」を提供し、ふるさとの良さを感じる体験活動の充実を図るとともに、身近な大人である保護者や教員がふるさとの優れた企業を知り、児童生徒と共有できるよう、保護者等への情報発信、企業と連携したインターンシップや地域で活躍している企業人による講話、県内企業訪問ツアー、県内修学旅行の支援等を実施し、幼児期から高等学校までの各段階に応じたふるさとキャリア教育に取り組みます。

さらに、小学校から高等学校までを通じたふるさとキャリア教育の学びを蓄積する「キャリア・パスポート」を活用し、ふるさとキャリア教育の学びをつないでいくとともに、その効果的な活用方法の研究・実践や、教員への研修など、小学校から高等学校までの系統的なふるさとキャリア教育に取り組みます。

また、農林水産業を学ぶ高校生の県内就業を促進するため、本県独自の「スーパー農林水産業士」の技術認証制度を活用して長期インターンシップに取り組むなど、農林水産分野における本県の将来を支える若き担い手を育成します。

### ② 校外等での学習の取組の推進

高等学校において、生徒の学びの深化や、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、生徒の社会への主体的な参画意識を向上させるため、体験的活動や専門家による直接指導など、校外を活用した取組を進めます。

また、児童生徒の校外等での学習に取り組むすべての市町村や私立中学校を支援するなど、全県的に取組を推進します。

### ③ 自然体験活動等の推進

子どもたちの豊かな人間性や社会性及びふるさと鳥取への愛着と誇りを育むため、学校や関係機関等と連携した青少年社会教育施設での自然体験活動、集団宿泊体験や鳥取県の美しい星空環境を生かした体験活動など地域資源（自然、施設、人財等）を生かした取組を推進するとともに、家庭環境等に困難を抱える子どもたちに体験格差が生じないように、自然体験等の活動を支援します。

### ④ コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

保護者や地域住民等が参画する学校運営協議会で熟議し承認された教育目標やビジョンを地域と学校で共有し、目標の実現に向けて地域と学校が協働して行う活動を一体的に進められるよう、市町村教育委員会や公立学校等を支援します。

また、地域学校協働活動を活性化し持続可能なものとしていくため、より多くの地域住民や保護者、PTAや子ども会などの社会教育団体、企業等ステークホルダーの参画を得て目的を共有し、「やってよかった」と地域も学校も思える活動を展開するとともに、活動を通じて児童生徒も地域や学校のために貢献でき、自己有用感を感じられる取組となるよう、継続的な相談支援や人財育成、好事例の情報発信等を進めます。

### ⑤ 学校、家庭、地域の連携・協働の推進

子どもたちの健やかな成長を育むため、学校支援ボランティアの活躍や放課後子ども教室等の取組の充実に加えて、地域住民等のより一層の参画を図ります。

また、学校、家庭、地域（個人・団体・企業）等のステークホルダーが対話・連携・協働して子どもを育てるため、全ての小・中学校区に地域学校協働本部を整備し地域学校協働活動の推進を図ります。

さらに、「鳥取県家庭教育推進協力企業制度」を県内企業等に周知し、協力企業を増やすなど、

ワーク・ライフ・バランスを推進することで、社会全体で家庭教育を支援し、子育てしやすい環境づくりを進めます。

#### ⑥ 家庭教育の充実

基本的な生活習慣の確立や自己肯定感、規範意識等、子どもたちの豊かな心と体を育てていくため、市町村と協力しながら、PTAや地域での保護者の交流や家庭教育支援員等による支援を行うなど、家庭における教育力の向上を促進するとともに、訪問型家庭教育支援をはじめとする「届ける家庭教育支援」の充実を図ります。

さらに、家庭教育アドバイザーや「とっとり子育て・親育ちプログラム」ファシリテーターの派遣、啓発リーフレットの作成・配布など、家庭教育に関する学習機会や情報の提供、相談対応の体制を充実するとともに、鳥取県家庭教育推進協力企業の協定締結を推進、家庭教育の充実に向けた職場環境づくりを進めます。

#### ⑦ 生涯学習・社会教育の推進

核家族化や少子高齢化、地域のつながりの希薄化等が問題となっていることから、社会教育関係団体の教育力を活用し、家庭・地域の教育力向上や子どもたちの健全育成を図るとともに、社会教育関係団体で活躍する人財の育成等を支援します。

さらに、社会総がかりで子どもたちを育む地域づくり人づくりの核となる社会教育関係者の育成と資質向上を図り、公民館など地域の学びの場を拠点とした地域のつながりや多世代間交流を深めるとともに、多様な主体が参画する地域学校協働活動において、人と人とをつなぎ、図書館・博物館などの社会教育施設の機能も含めた生涯学習環境の充実やリカレント教育・学び直し機会の提供などにより地域の教育力を高めます。

#### ⑧ 県内企業情報の確実な提供

企業側のインターンシッププログラムの充実などに取り組み、学生が低学年のうちから県内企業や地域を認知、県内就職を意識し、Uターン就職を視野に入れた幅広い職業選択ができるよう支援します。高等学校在学中の生徒や保護者等に対し、鳥取県内の就職に関する情報及び地域との関わりを継続するための情報を提供するスマートフォンアプリ「とりふる」の機能や利便性の向上を図りながら、登録を働きかけるとともに、とりふるを鳥取県とつながりを持つ高校生、大学生を中心とした若者定住に向けたプラットフォームと位置づけ、オンラインや冊子など様々なツールを組み合わせ魅力ある企業情報を発信します。また、県外にしながらメタバース等のデジタル環境で鳥取と関わることのできる若者のコミュニティ「バーチャルとっとり」を構築し、県内外の若者の交流を創出するとともに、家族をターゲットとした就職家族応援キャンペーンの実施により家族単位のとりふるへの登録を進め、若者のI J Uターンを促進します。

#### <指標>

指標項目	指標
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	70%
県外大学等に進学した県内出身者の県内Uターン就職率	39%
「家で、自分で計画を立てて勉強している」児童生徒の割合	小学校74%、中学校65%、高校50%
「難しいことでも失敗を恐れなくて挑戦している」児童生徒の割合	小学校82%、中学校75%、高校70%
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	小学校90%、中学校75%、高校80%
「自分の進路を実現するために、目標に向かって努力している」高校生の割合	76%
「地域の行事に参加している」児童生徒の割合	小学校85%、中学校59%、高校50%
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある児童生徒の割合	小学校54%、中学校46%

「将来は今住んでいる地域や鳥取県で働きたい」高校生の割合	60%
児童生徒に対し、前年度に、教科等の指導に当たって、地域や社会で起こっている問題や出来事を学習の題材として取り扱った学校の割合	小学校85%、中学校80%

### 3 誰一人取り残さず、すべての人の可能性を引き出す学びの環境づくり

#### ① 小学校における30人学級の推進

国に先行して実施してきた少人数学級については、学力・学習意欲の向上、不登校や特別な支援を必要とする児童の増加等の諸課題に対し、引き続き子どもたち一人一人に丁寧な対応を行う必要があるため、これまでの成果を検証しながら、課題解決に向けた取組を進め、国よりさらに一歩先行する形で本県独自の30人学級の取組を小学校において、段階的に拡充します。

#### ② 主権者教育の推進

小・中・高等学校のそれぞれの段階において、教科における指導のほか、地方議会見学、中学生議会や模擬投票への参加等の実践的な活動など、主権者教育の取組を推進します。

#### ③ 消費者教育の推進

成年年齢の引き下げに伴い、高校生が責任ある消費者になるとともに消費者被害に巻き込まれないよう、消費生活センターと連携した出前講座の実施等、高等学校における金融や消費生活等に関する教育を推進するほか、高校生を対象にSNS配信用の広報動画を募集するなど、高校生が自ら啓発に取り組む機会を提供します。

また、現在及び将来の環境や人・社会に配慮した持続可能な社会の構築を意識した思いやり消費（エシカル消費）の実践を推進するため、具体的な行動に結びつく普及啓発に取り組みます。

#### ④ いじめ防止と他者理解の取組の充実

メール・電話を活用したいじめの通報・相談システムの活用など、いじめの早期発見・未然防止の取組を進めるとともに、「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」において、いじめ・不登校対策・暴力行為等、諸課題の解決に向け、関係する機関・団体と連携し、事案の具体的な対策を検討し、課題を抱える学校に対して重点的に訪問・指導助言を行います。

そして、市町村教育委員会や各学校において、いじめ発覚の初期段階から適切な対応が行われるようにするため、「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用した研修会等を開催し、対応力の強化を図ります。加えて、いじめに関する校内研修が充実するよう、生徒指導担当等を対象にした悉皆の研修や、いじめに係る初動対応についての研修用の動画資料の学校教育支援サイトへの掲載を行います。

また、学校・家庭・地域が一丸となって取り組むための人権教育プログラムの普及やアンコンシャスバイアス（無意識の偏見）の排除などに取り組むとともに、インターネット上の人権侵害など現代的・社会的課題に対応した人権意識を高める教育や子どもたち一人一人が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、人権が尊重される社会づくりに向けた人権教育にも取り組みます。

#### ⑤ 子どもに寄り添い安心して学べる学校体制の構築

不登校や支援を必要とする子どもたちへの効果的な支援については、不登校の未然防止や児童生徒理解に基づいた支援が行われるよう、教職員の対応力向上をはじめ、不登校及び生徒指導上の課題等に対する学校全体の対応力の強化を図るため、「不登校の理解と児童生徒支援のためのガイドブック『あしたも、笑顔で』」を活用した研修や学校・関係機関等が有するノウハウの共有等を行います。あわせて、ICTを活用した不登校の未然防止モデルの構築、教室での学習や集団での生活が苦手な児童生徒に対する「校内サポート教室」やICT等を活用した自宅学習支援の取組のほか、安心して過ごせる居場所の確保など、子どもの自己肯定感を醸成する取組などを進めるとともに、保護者向け等の相談窓口を設置するなどの支援を行います。

さらに、高等学校不登校生徒、中学校卒業後及び高等学校中途退学者で進学や就労していない者の学校復帰や就労等を促進するため、教育支援センターにおいて、市町村や医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、アウトリーチ（訪問）型も含めた支援を行うとともに、中学校卒業時や高等学校等中途退学時に進路が決まっていない者については、保護者の同意の下、市町村と情報共有を図り、切れ目のない支援が行き届く体制を構築します。

#### ⑥ 子どもが成長する安全・安心な居場所づくりと多様な学びの機会の確保

家庭や学校に居場所がないなど困難な環境にある子どもたちが安全に安心して過ごせる居場所を確保し、地域の大人や異年齢の子どもたちと関わりながら一緒に食事や勉強をしたり、生活習慣の形成や学習のサポートを受けられる環境を整えるとともに、進路等の相談支援を通じて成長を支え、自己肯定感を高めることのできる子どもの居場所づくりを支援します。

また、学校と連携しながら学びを提供する「フリースクール」への運営費支援、フリースクール等に通う児童生徒の通所費用や交通費等の支援に市町村と連携して取り組むなど、不登校等の児童生徒の状況に応じた多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。

#### ⑦ 複雑な背景のある子どもたちへの相談支援

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの配置を進め、「教育相談体制充実のための手引き」に基づき、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携による学校における教育相談体制のさらなる充実に取り組むとともに、居場所づくりや学習支援を推進します。

また、小・中学校における日本語指導の支援者や母語支援員の活用による指導体制の強化、多言語翻訳システム等ICTを活用した支援の充実など、外国人児童生徒等に対する日本語指導を含む教育の充実を図ります。

児童虐待については、「虐待対応マニュアル」を活用し、学校における対応力の強化を図るとともに、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問支援員が訪問し、育児支援等を行うことにより、虐待防止を図ります。

#### ⑧ ヤングケアラーに対する理解と支援体制の強化

家族の介護や世話をすることで自らの成長や教育に影響を及ぼしているヤングケアラーについては、その存在に早く気づき支援するため、全ての小学生・中学生・高校生にリーフレットを配布するなど、啓発に努めるとともに、ヤングケアラー元当事者による出前授業を行い、ヤングケアラーに対する理解促進や支援策の周知を図ります。

また、各学校において、児童生徒が相談しやすい体制を整え、スクールソーシャルワーカー等と連携して適切な支援機関につなげるとともに、SNSによる相談対応やオンラインサロンの開催、SNS上に集いの場を提供するなど、ヤングケアラーを孤立させない取組を行います。

さらに、教員等を対象にした研修会を開催し、ヤングケアラーの支援・対応力向上に取り組まします。

#### ⑨ 県立夜間中学の展開

様々な理由により義務教育の機会を十分に得られなかった人に対して、学びの機会を提供するため、令和6年4月の県立夜間中学開校に向けて、広く説明会や体験授業の場を設け、入学者を募集するとともに、世代や国籍等を超えて自分らしい学びを実感できる学びの場として生徒の可能性を引き出せるよう、ふさわしい学習環境を整えます。

#### ⑩ 地域と連携した学校の安全教育と防災力強化の推進

登下校時や校内における事件や事故等から児童生徒を守るため、児童生徒への防犯教室、避難訓練及び教職員への研修会のほか、家庭、地域及び関係機関との連携による通学路見守り体制の強化や危険箇所等の点検をはじめとした地域ぐるみの安全対策を促進し、学校の危機管理体制の強化を図るとともに、児童生徒への安全教育の充実を図り、交通ルールを守る規範意識をはじめ、自分で自分の命を守るために周囲の状況に応じて危険を予測し適切に判断する力を身に付けていくような取組を推進します。特に高等学校の自転車通学生のヘルメット着用の徹底に努めます。

また、鳥取県中部地震や全国で多発する自然災害等の教訓を生かし、地域の災害リスクを踏まえた実践的な避難訓練の実施や児童生徒が地域の一員として行動できるよう学校における防災教育のより一層の充実を図ります。

さらに、地域の避難所となる学校施設について、避難者の受入機能の充実強化にも資するよう、老朽施設の整備やトイレの洋式化・多目的化等の環境改善を図るとともに、学校と地域が連携した避難訓練、外部講師による防災教室など、地域や市町村と連携した取組を進めます。

#### ⑪ 安全安心で環境に配慮した学校施設整備推進

学校施設の耐久性、機能・性能の向上を図る長寿命化計画に基づき適時、適切に改修を行うとともに、省エネ化、ZEB<sup>※9</sup>化など、SDGsや脱炭素社会の実現に向けた持続可能な環境整備を推進

<sup>※9</sup> ZEBは、Net Zero Energy Buildingの略。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

します。

併せて、児童生徒が授業に集中し、学校生活を快適に過ごせるようにするため、空調設備の更新やトイレの洋式化を進めます。

また、私立中学校・高等学校における老朽化施設設備の大規模修繕等の取組を支援します。

#### ⑫ 電子メディア機器との適切な接し方の教育啓発の推進

社会のデジタル化が急速に進み、誰もがICTを使いこなすことが求められるようになったことから、子どもたちがインターネットを安全により良く使うことができるよう、関係機関と連携して、インターネットとの適切な付き合い方を学べる講座を開催したり、電子メディアとの付き合いを子ども・保護者・学校で学べる教材を作成、配布するなどの教育啓発を図ります。

また、幼稚園や保育所、地域で開催される学習会等へケータイ・インターネット教育推進員の派遣を行うなど、電子メディア機器への接触による影響を保護者が理解し、望ましい子育てや家庭教育を推進するための取組を行います。

併せて、情報モラル、メディアリテラシー、デジタルシティズンシップ等の指導ができる民間の専門人材（デジタル・シティズンシップエデュケーター）を学校へ派遣し、インターネットトラブルを未然に防ぐため、児童生徒への授業と教職員研修・保護者研修を行います。

さらには、子どもの自撮りをはじめとするSNS等に起因する犯罪の被害者にも加害者にもさせない、有害図書類・玩具刃物類のネット販売を利用させない等、青少年健全育成条例を踏まえた啓発を行います。

#### <指標>

指標項目	指標
「いじめが解消しているもの」の割合	全国平均値を上回る
不登校の出現率	全国平均値を下回る
不登校児童生徒への支援の結果、登校する又はできるようになった児童生徒及び変容が見られるようになった児童生徒の割合	前年度値を上回る
不登校児童生徒への自宅学習支援事業における「指導要録上の出席扱い」となった児童生徒の割合	80%以上
鳥取県国公立高等学校中途退学者の割合	全国平均値を下回る
高等学校での消費者教育の実施	全ての県内高校

### 4 一人一人に寄り添い多様なニーズに対応した特別支援教育の充実

#### ① 障がいのある幼児児童生徒への支援体制の充実

障がいのある幼児児童生徒への就学前から就労に至るまで切れ目ない教育を推進するとともに、教育に繋げる生活支援とを一体的に進めていくため、本人・保護者の意見を尊重し、一人一人の状態、本人の教育的ニーズ、学校と就労、福祉等の関係機関との連携を深め、適切な相談支援、発達支援、就労支援を行うなど、障がいのある幼児児童生徒はもちろん保護者にも寄り添った支援体制の充実を図ります。

また、作業療法士や理学療法士などの外部専門家を配置することにより、特別支援学校の専門性を強化するなど、地域の特別支援教育拠点としての役割の充実を図ります。

なお、重複障がい学級の増加等に対応した教室確保、施設設備の老朽化、遠隔地在住、医療的ケア児等の通学困難な児童生徒等に対する通学支援体制を含む支援体制等、各学校の課題に対応した効率的な特別支援教育の在り方について検討を進めます。

加えて、きこえない・きこえにくい子とその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付けるため、「きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター」を中核とした切れ目のない支援を行います。

## ② 特別支援学校生徒の職場定着の推進

卒業生の職場定着を推進するため、特別支援学校に就労・定着支援員を配置し、企業、労働及び福祉等の関係機関と連携しながら、就労移行支援や就職後のフォローアップを強化します。

## ③ ICTを活用した多様な学びの充実

児童・生徒一人一人が障がい特性に応じたICT活用によって教科等の学習効果を高め、社会的障壁を軽減できるよう、eラーニングによる学習機会を提供し、個別最適な学びの充実を図るとともに、肢体不自由及び病弱の児童生徒がeスポーツの楽しさを体験し、自立と社会参加につながる体験の場を創造するほか、病気療養児の学習保障と円滑な学校復帰を進めるため、ICT機器やロボットを活用した遠隔教育に取り組みます。

また、特別支援学校におけるICT活用の充実を図るための授業づくりや教材作成を支援するICT支援員の育成や、障がいの状態に応じた効果的なICT学習方法の実践研究を通じて児童生徒の可能性を引き出し、ICTを活用した多様な学びを充実します。

## ④ 学校における医療的ケア実施体制の充実

学校看護師を対象に、学校における看護師の役割や高度な医療的ケアに関する知識・技能・経験等を踏まえた段階的な研修会の充実や、指導的立場となる常勤看護師の配置を推進するとともに、看護師や教職員、主治医等多職種連携強化のための研修を実施することにより、看護師と教職員が協働した医療的ケア実施体制の充実を図ります。

また、医療的ケア児とその家族が地域で安心して学ぶことができるよう、市町村、市町村教育委員会、学校、保護者の間の合意形成を図り、必要に応じて鳥取県医療的ケア児等支援センターによる訪問支援や助言を受けながら、学校と医療・福祉が連携した医療的ケア児に対する教育体制の充実に取り組みます。

## ⑤ 発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒への支援の充実

増加する発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒に対応するため、校内支援体制の充実を図るとともにLD等専門員や通級指導教室担当者の養成、発達障がい教育拠点のコーディネーターやLD等専門員による教育相談の実施など、早期から一人一人に応じた指導・支援の充実を図ります。

また、成長に伴う進級・進学にあたり、学年間、学校間において、個別的教育支援計画等を活用し丁寧な引継ぎを行うとともに、高等学校における通級指導教室の実施形態の検討や特別支援教育コーディネーターの配置を進め、小・中学校における通級指導教室や発達障がい教育拠点との連携を強化し、通級指導体制の構築とさらなる充実に取り組みます。

## ⑥ 教職員の専門性向上及び障がいのある幼児児童生徒の理解・啓発

全ての教職員において、障がいの特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別的教育支援計画・個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等の専門性の向上を図ります。

また、保護者、地域の方への広報活動や研修等を通じて、特別支援教育や障がいのある幼児児童生徒の理解、啓発を図るほか、本県からスタートした「あいサポート運動」の“障がいを知り共に生きる”理念を未来の担い手である子どもたちに伝え実践につなげます。

## ⑦ 手話教育の推進

教職員の手話技術の向上に取り組むほか、手話普及コーディネーターを配置して手話普及支援員を学校に派遣するなど、学校におけるろう者及び手話への理解が深まるよう環境整備を推進するとともに、手話に関する科目の設定、手話学習教材の活用など、手話を学ぶ機会の拡大にも取り組みます。

また、大学に手話研修派遣した教員等が中心となって、教職員の手話技術の向上、専門性の深化を図ります。

### <指標>

指標項目	指標
特別支援学校高等部（専攻科含む）卒業生の就職率（就職希望者に対する割合）	100%
学校における手話の取組の実施率	100%

## 5 健やかな心と体の育成、スポーツ・文化芸術の振興

### ① 子どもの基本的な生活習慣の確立

学校と家庭が連携した食育の取組を推進するとともに、十分な睡眠や食事、規則正しい生活リズムなど、望ましい生活習慣の確立に取り組みます。

また、学校、家庭、地域及び関係機関と連携し、性に関する指導、がん教育、薬物乱用防止教育、新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防に関する教育などの健康教育の充実を図ります。

### ② 運動遊びや体育学習、スポーツに親しむ機会の充実

幼年期から楽しく体を動かす機会を確保することで、運動（遊び）が日常的に定着し、習慣化されることを目指して、チームで順位を競い合うなど子どもたちの運動意欲を引き出し、体力向上を図るため、体育学習や放課後等に保護者や地域人材を活用した運動遊び等の運動機会の確保・充実に取り組むほか、柔軟性向上のエクササイズの普及や、体育担当教員向けの研修会等を通じて、発達段階に応じた授業の改善や指導力向上を図ります。

また、令和7年度全国高等学校総合体育大会（中国ブロック）の開催に向けた準備委員会を設立し、準備を進めていきます。

さらに、障がい者スポーツ拠点による支援体制を活かしたスポーツ教室の開催や障がい者スポーツを支える人材育成を進める等、障がいの有無に関わらず誰もがスポーツに参加でき、楽しめる環境づくりを推進します。

### ③ 中学校部活動の地域移行を見据えたスポーツ・文化活動の充実

休日における中学校の部活動について、学校単位から地域単位へ移行することを見据え、将来にわたり子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、コーディネーターの配置やモデル事業による地域移行に係る実践研究の実施、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する合同部活動等の取組や広域的な指導者配置支援等の体制を整備し、活動の充実を図ります。

また、高等学校及び中学校の運動部活動への専門的指導者（運動部活動外部指導者）の派遣による部活動指導体制の充実を進めるとともに、指導者向け研修会等を通じた、効率的・効果的な練習方法の工夫や、競技団体等との連携等を図ります。

### ④ トップアスリートの育成

ジュニア期からの一貫指導体制の一層の充実やタレント発掘及び選手強化、トップアスリートと子どもたちが触れ合う機会の創出に取り組むなど、世界や全国で活躍する選手を育成するとともに、国内外トップチームのキャンプ招致などに取り組みます。

併せて、競技指導体制の充実を図るため、選手の指導にあたっている優秀な指導者について、選手指導等に専念できる体制を整えます。

### ⑤ 文化芸術に触れ、活動に親しむ機会の充実

文化部活動の充実、本物の舞台・上質な演劇公演に触れる機会の提供、演劇表現ワークショップの開催など、子どもたちの創造性を育む取組を進めるとともに、令和7年度に本県で開催する近畿高等学校総合文化祭の準備に着手します。

また、特別支援学校の独自性を生かした文化芸術活動を推進するとともに、学校の文化芸術活動向上のための研修や健常者と障がいのある人との交流及び共同学習に取り組むほか、障がいのある人の優れたアート作品をデジタルアーカイブとして整理し、いつでも、どこでも、誰でも障がい者アートを鑑賞することができる「鳥取県立バリアフリー美術館」の充実を図るとともに、文化芸術の情報アクセシビリティの向上を図ります。

### ⑥ 文化財や伝統文化と接する機会の創出

妻木晩田遺跡や青谷上寺地遺跡をはじめとした弥生文化の遺構・遺物に恵まれている本県の特長を活かし、古代体験等の体験学習講座を充実することで、いこしえの人々の暮らしを知る機会創出を図ります。

また、祭り、行事などを地域で伝承していく活動の支援や無形文化財保持者の指導による伝統工芸の体験等を通じ、文化財の活用や伝承を図ります。

⑦ 「県民立」美術館の整備推進

令和7年春に開館予定の県立美術館について、PFI手法により着実に整備及び開館準備業務を進めるとともに、開館まで残り2年を見据え、美術館に興味関心を抱いていただくため、広報展開を強力に進め、その魅力を県内全域に届け、来館に繋げる仕掛けづくりを戦略的に実施し、県民や地域、文化芸術に係る団体等と連携した美術館づくりを進めます。

また、県内のどこに住んでいても美術館サービスが享受できるよう、美術館等が連携した共同企画展や学校等身近なところでも文化芸術に親しめる環境づくりに取り組みます。

⑧ 「アートを通じた学び」の支援

県立美術館を核として、学校教育との連携に重点を置きながら、幅広い年代や障がいのある方への学びへの支援、地域住民や県内外の専門家等との協同による取組も視野に入れて、美術ラーニングセンター機能「アート・ラーニング・ラボ（A. L. L）」を稼働させます。A. L. Lでは、子どもたちがアートに出会う機会を創出し、対話型鑑賞プログラムやワークショップ「アーティストと作ろう」など「アートを通じた学び」を支援する方法等を実践的に研究・蓄積していきます。

<指標>

指標項目	指標
鳥取県体力・運動能力調査結果の総合判定(A～Eの5段階)のA又はBの割合	小学校男子 42% 小学校女子 48% 中学校男子 38% 中学校女子 66%
全国体力・運動能力調査の長座体前屈の偏差値	小学校男子50.0、小学校女子50.0 中学校男子50.0、中学校女子50.0
小学校において、体育の授業を除く1日の運動時間が1時間以上の児童の割合	小学校男子70% 小学校女子50%
文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)	100人